鳥取医療センター奨学金貸与要領

(目的)

第1条 本要領は、独立行政法人国立病院機構奨学金貸与規程(以下「貸与規程」という。)第1条に基づき、独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター(以下「鳥取医療センター」という。)に必要な看護師又は助産師(以下「看護師等」という。)を確保するため、国立病院機構附属看護学校等(以下「看護学校等」という。)に在籍する学生を対象とする奨学金の貸与について定めることを目的とする。

(貸与対象)

第2条 奨学金貸与の対象となる者は、看護学校等に在籍する学生であって、卒業後、 鳥取医療センターに常勤職員として勤務することを希望する学生とする。

(貸与申請)

第3条 看護学校等に受験しようとする者であって奨学金の貸与を受けることを希望する者は、受験する看護学校等の入学願書の写し、履歴書、在籍する高等学校長が作成する調査書を、看護学校等に在籍中の学生にあって奨学金の貸与を受けることを希望する学生は、在籍する看護学校等の成績証明書を奨学生申請書(様式第1号)に添付のうえ、面接試験に先立ち鳥取医療センター院長(以下「院長」という。)に5月末日までに申請するものとする。

(奨学生の決定)

- 第4条 院長は、書類選考及び面接試験並びに奨学生審議委員会の審議の結果により奨学金を貸与する者(以下「奨学生」という。)を6月末日までに決定し、奨学生に対して奨学金貸与決定通知(様式第2号)を発行するものとする。
- 2 奨学生は、奨学金貸与決定通知書を受理した後速やかに、院長に対して奨学生誓約 書(様式第3号)を提出しなければならない。

(奨学生の義務)

- 第5条 奨学生は、卒業後、鳥取医療センターにおいて看護師又は助産師として勤務するものとする。
- 2 奨学生は、次の各号の一に該当するに至ったときは、直ちに、院長に届出なければ ならない。
 - 一 休学、復学又は退学したとき。
 - 二 停学その他の処分を受けたとき。
 - 三 奨学生誓約書の記載事項に変更があったとき。

(奨学生の人数、奨学金の額及び貸与期間)

- 第6条 奨学生の人数は、毎年度、奨学生審議委員会で審議し、院長が定める。
- 2 奨学金の額は、年額60万円とする。
- 3 奨学金の貸与期間は、奨学生になった日の属する年度から看護学校等を卒業する年度(最長4年間)までの期間とする。

(貸与方法及び利息)

- 第7条 院長は、原則として、学生が奨学生となった年度から卒業する年度まで、初年度は7月及び10月に奨学金の年額の2分の1に相当する額を、次年度以降は毎年4月及び10月に奨学金の年額の2分の1に相当する額を貸与する。
- 2 奨学金は、無利息で貸与するものとする。

(保証人)

- 第8条 奨学生は、一定の職業をもち、かつ、独立した生計を有している者を保証人と して立てなければならない。
- 2 保証人は、奨学金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(奨学生の資格の取消し)

- 第9条 院長は、次の各号に該当するに至ったときは、奨学生の資格を取り消す。
 - 一 第10条の規定により奨学生を辞退したとき。
 - 二 自己の都合又は学則の定めるところにより看護学校等を退学したとき
 - 三 看護学校学生にあっては新たな学年に進級できないとき、助産学校学生にあって は入学から1年間で助産師国家試験の受験資格が取得できないとき。
 - 四 その他奨学生が奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- 2 災害を被る等やむを得ない事情により前項第3号の要件に該当すると認められると きは、院長は、当該学生について前項の規定を適用しないことができる。

(奨学生の辞退)

第10条 奨学生は、自己の都合により奨学生を辞退しようとする場合は、奨学生辞退 願(様式第4号)を院長に提出しなければならない。

(返還の債務の免除)

- 第11条 院長は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当するに至ったときは、 奨学金の返還の債務を免除するものとする。
 - 一 奨学生が、看護学校等を卒業後、鳥取医療センターにおいて、引き続き第6条第3項に定める貸与期間相当の期間業務に従事したとき。ただし、奨学生が、看護学校等を卒業後、奨学金の貸与を受けた病院において、引き続き1年以上業務に従事した場合は、1年につき1年間分の奨学金の返還を免除するものとする。なお、業

務に従事した1年未満の期間は返還を免除する期間には該当しないものとする。

- 二 前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因 する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- 2 前項の規定により返還の債務を免除した場合、院長は本人及び連帯保証人に対し奨 学金返還免除決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(返環)

- 第12条 奨学生は、前条に掲げる場合又は第15条及び第16条に定める場合を除き、 看護学校等を卒業後、院長の指定した日までに貸与された奨学金の全額を一括して返 還しなければならない。
- 2 奨学生は、前項に定めるもののほか、次の各号の一に該当する事由が生じた場合に は、院長の指定した日までに貸与された奨学金の全額を一括して返還しなければなら ない。
 - 一 第9条の規定により奨学生の資格を取り消されたとき。
 - 二 職員採用試験に不合格になったとき。
 - 三 卒業当年に看護師又は助産師の免許を取得できないとき。

(延滞金)

第13条 院長は、奨学生が、貸与した奨学金の全額又は貸与した奨学金から第11条 第1項の規定に基づき返還の債務を免除した額を減じた額を返還しなければならない 日までに返還しなかったときは、貸与規程第13条の規定に基づき年5%の利息の率 による延滞金を徴収するものとする。

(奨学金台帳の作成)

第14条 院長は、奨学生毎に奨学金台帳(様式第6号)を備え、奨学金を貸与した場合、奨学金の返還を免除した場合又は奨学金の返還を受けた場合には速やかに記録し、5年間保存しなければならない。

(貸与の休止)

- 第15条 留年の決定を受けたが、看護師免許の取得を目指す意思がある奨学生から、 奨学金返還猶予申請書(様式第7号)の提出があったときは、奨学生審議委員会で審 議し、留年の間(最長1年)貸与を休止することができる。
- 2 院長は、貸与の休止を決定したときは、奨学生に対して奨学金返還猶予決定通知書 (様式第8号)を発行するものとする。

(返還の猶予)

第16条 看護学校等の卒業時に看護師免許の取得ができなかったが、引き続き看護師 免許の取得を目指す意思がある奨学生で、看護学校等を卒業した日の属する年度の翌 年度の初日から起算して1年を経過していないとき奨学金の返還の債務の履行を猶予 することができる。

- 2 前項の規定による返還の債務の履行の猶予を受けようとする奨学生は、奨学金返還 猶予申請書(様式第7号)を院長に提出しなければならない。
- 3 院長は、前項の奨学金返還猶予申請書の提出があったときは、奨学生審議委員会で 審議し、返還の債務の履行の猶予を決定したときは、申請者に対して奨学金返還猶予 決定通知書(様式第8号)を発行するものとする。

(返還の猶予の決定を受けた奨学生の債務の免除)

第17条 前条の規定により返還の猶予の決定を受けた奨学生が、看護学校等を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して1年以内に看護師免許を取得し、鳥取医療センターにおいて引き続き第6条第3項に定める貸与期間相当の期間業務に従事したときは、第11条の規定を準用する。

(奨学生審議委員会)

- 第18条 奨学生の決定等に係る事項は、奨学生審議委員会(以下「委員会」」という。) により審議するものとする。
- 2 委員会は、院長を委員長とし、副院長、看護部長、事務部長、企画課長、管理課長、 管理課担当者で構成する。ただし、必要と認められる場合は他の者を加えることがで きる。
- 3 委員会は、原則として5月及び必要の都度開催するものとする。
- 4 委員会は、次に掲げる事項について審議する。
 - 一 奨学生の人数に関する事項。
 - 二 奨学生の決定に関する事項。
 - 三 奨学金返還猶予に関する事項。
 - 四 その他必要事項。
- 5 委員会の記録及び保管は管理課が行うものとする。

(疑義の調整)

第19条 貸与規程及び本要領に定めのない事項及び本要領に関し疑義が生じたときは、必要に応じて院長と奨学生が協議して定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

平成21年 7月 1日 一部改正

平成23年 1月27日 一部改正

平成29年12月22日 一部改正

奨 学 生 申 請 書

平成 年 月 日

国立病院機構鳥取医療センター院長様

このたび、平成 年度国立病院機構鳥取医療センターの奨学生として採用くださるよう申請いたします。

現 住 所

本人氏名(自署) 即

昭和 · 平成 年 月 日生

平成	在	日	
$ \mu$		Л	-

様

奨学金貸与決定通知書

あなたは、国立病院機構鳥取医療センターの奨学金を貸与する 学生であることを認め、〇〇円(※1)を奨学金として貸与しま す。

ついては、<u>国立病院機構</u>病院附属看護(助産)学校※2の学生としての在学期間中、この奨学金制度を有効に利用され修学に励んでください。

国立病院機構鳥取医療センター院長

- ※1部分には、貸与方法及び貸与期間を記載して下さい。
- ※2部分は国立病院機構附属看護学校の場合の例です。

奨学生誓約書

平成 年 月 日

国立病院機構鳥取医療センター院長 様

なお、貸与を受ける〇〇円(※)については、独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター貸与要領(以下「貸与要領」という。) 第11条により返還の債務が免除される場合を除き、貸与要領第12条に基づき返還いたします。

(本人)

現住所

氏 名(自署)昭和・平成 年 月 日生

(連帯保証人)

現住所

氏 名(自署) 即 田和 年 月 日生 本人との関係

※部分には、貸与方法及び貸与期間を記載して下さい。

注意)連帯保証人は、登録された印鑑を押印し、印鑑登録証明書を添付して下さい。

奨 学 生 辞 退 願

平成 年 月 日

国立病院機構鳥取医療センター院長様

このたび、 の事由により奨学 生を辞退したいので、ご承認下さるようお願い致します。

なお、すでに貸与を受けていた奨学金(〇〇円)は、指定され た期限までに返還致します。

記

(本人)

現住所

 氏 名(自署)
 印

 昭和·平成 年 月 日生

(連帯保証人)

現住所

氏 名(自署) 即

昭和 年 月 日生

本人との関係

平成 年 月 日

様

奨学金返還免除決定通知書

平成 年度において貸与した奨学金 万円については、独立 行政法人国立病院機構鳥取医療センター奨学金貸与要領第11条 第 項第 号の規定により返還を免除することとしたので通知し ます。

記

- 1. 貸与年月日
- 2. 免 除 額

国立病院機構鳥取医療センター院長

奨 学 金 台 帳

奨学生氏名

(単位:円)

年 月 日	区 分 貸与·免除·返還·その他	貸与額	貸与額免除額	·返 還 額	残高	延滞金		備考
貸与・免除・返還・そ	貸与・免除・返還・その他					納入額	残高	VHI 7
							; ! ! !	
							1 1 1	
							i ! !	
							1	
							: : :	
							! !	

- 注)区分欄の「その他」に該当する事項として次のものが発生した場合記入すること。また、管理上必要と判断される事項についても適宜記載すること。
 - ・奨学金返還事由が生じた場合、備考欄にその事由及び返還期限を記入すること。
 - ・延滞金が発生している場合、毎月末にその日までの額を計算し延滞金残高に計上すること。

奨学金返還猶予申請書

平成 年 月 日

印

国立病院機構鳥取医療センター院長様

次のとおり奨学金の返還を猶予くださるようお願いします。

1. 借 受 額 円

2. 希望の返還猶予期間 年 月から 年 月まで

3. 理 由

(本人)

現住所

氏 名(自署)

昭和·平成 年 月 日生

(連帯保証人)

現住所

昭和·平成 年 月 日生

本人との関係

平成 年 月 日

様

奨学金返還猶予決定通知書

平成 年度から平成 年度において貸与した奨学金 万円については、独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター奨学金貸与要領第15条第2項及び第16条第3項により返還を猶予することとしたので通知します。

記

- 1. 猶 予 期 間 自 平成 年 月 日至 平成 年 月 日
- 2. 返還猶予額 円

国立病院機構鳥取医療センター院長